



1 法務局における遺言書の保管等に関する法律

平成27年2月24日付け法務大臣の諮問を受けて設置された、法制審議会民法（相続関係）部会において、およそ3年弱の期間、遺言書を公的機関で保管する制度の創設に向けた議論がされました。そして、平成30年7月6日、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）が成立しました（同年7月13日公布）。**施行期日は、令和2年7月10日（金）**と定められ、同日から制度の運用が開始されました。

◆ 遺言書保管法の目的

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言書を保管する制度を新たに設けたものです。



現状における問題点



自筆証書遺言は自宅で保管されることが多い

- ・遺言書が紛失・亡失するおそれ
- ・遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれ
- ・上記から相続をめぐる紛争が生じるおそれ

◎ 法務局で保管する利点・効果



全国一律のサービスを提供できる

- ・遺言書の紛失や隠匿等の防止
- ・遺言書の存在の把握が容易

- ・遺言者の最終意思の実現
- ・相続手続の円滑化

統計

自筆証書遺言書検認件数 17,487件（平成30年） 出典 裁判所HP

公正証書遺言書件数 113,137件（令和元年） 出典 日本公証人連合会HP

次代の高齢者福祉事業



終活支援事業